

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 国土交通省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合における2,000万円特別控除制度の廃止	
見直し内容（概要）	市町村長の指定による特定緑地管理機構に対する特別緑地保全地区内の譲渡についての譲渡所得の2,000万円特別控除を廃止する。	
関係条文	地方税法第32条、第53条、第72条の23、第72条の49の11、第72条の49の12 都市緑地法第17条、第68条、第69条 都市の低炭素化の促進に関する法律 第7条、第45条、第46条	
増収見込額	[平年度] 0 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>都市における低炭素化の促進に関する法律第46条では、低炭素まちづくり計画に特定緑地管理機構の指定に関する事項が記載されている場合については、市町村長が都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人等を特定緑地管理機構として指定することができるとしている。</p> <p>また、特定緑地管理機構について都道府県が指定する緑地管理機構と同様の税制特例として、「特別緑地保全地区内の土地等を特定緑地管理機構に譲渡した場合の所得税・法人税について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除」を措置している。</p> <p>今般、都市緑地法を改正し、緑地管理機構の指定権者を地方公共団体に拡充することに伴い、特定緑地管理機構制度が廃止となるため、上記税制についても廃止する必要がある。</p>	
ページ	1 - 1	